

# 平成30年6月定例総会議事録

- 日 時 平成30年6月19日(火) 午前9時34分～午前11時50分
- 場 所 佐賀市役所本庁 4階大会議室
- 出席者 別紙名簿のとおり
- 次 第
1. 開 会
  2. 報 告
    - 第1号 農地法第3条の3届出
    - 第2号 農地法第18条合意解約通知
    - 第3号 使用貸借解約通知
  3. 局長専決処分報告
    - 第1号 農地法第5条による届出
  4. 議 案
    - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請
    - 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請
    - 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請
    - 第4号議案 農用地利用集積計画(案)所有権移転
    - 第5号議案 農用地利用集積計画(案)利用権設定
    - 第6号議案 非農地通知について
    - 第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出(除外)
    - 第8号議案 農振法第10条の規定による変更申出
    - 第9号議案 佐賀市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)」
  5. 閉 会

## 午前 9 時 34 分 開会

### ○会長（坂井邦夫君）

おはようございます。梅雨入り宣言がされた途端に余り雨が降っておりませんでしたけれども、やっと梅雨らしい季節になりました。順調な農作業を願っております。

それでは、先ほどの報告のとおり、本日の出席委員は24名で定足数に達しておりますので、ただいまより佐賀市農業委員会平成30年6月定例総会を開会します。

本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出9件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知9件、報告第3号 使用貸借解約通知9件、局長専決処分報告第1号 農地法第5条による届出3件、議案としては、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請11件、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請6件、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請13件、第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転17件、第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定177件、第6号議案 非農地通知について1件、第7号議案 農振法第13条の規定による変更届申出（除外）23件、第8号議案 農振法第10条の規定による変更申出17件、第9号議案 佐賀市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」1件。

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、南部は6月5日、北部は6月6日に行っております。

また、調査会については、南部が6月7日、北部が6月8日に開催したことを報告します。

会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、会長が指名してから発言してください。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

なお、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第12条第2項の規定に基づき、7番委員坂井豊委員、8番委員の青木委員の両名を指名します。

なお、本日、傍聴人ということで1名申請されておりますので、傍聴人を入室させることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認め、傍聴人の入室を許可いたします。お願いします。

〔傍聴人入室〕

○会長（坂井邦夫君）

今回「常設審議委員会」に意見を求める案件はなかったことを報告します。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページから3ページまでをお開きください。

**報告第1号 農地法第3条の3届出**

1・2・3・4・5・6・7・8・9

○会長（坂井邦夫君）

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から9番までの9件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書4ページ及び5ページをお開きください。

**報告第2号 農地法第18条合意解約通知**

1・2・3・4・5・6・7・8・9

○会長（坂井邦夫君）

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号1番から9番までの9件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

議案書6ページから8ページまでをお開きください。

**報告第3号 使用貸借解約通知**

1・2・3・4・5・6・7・8・9

○会長（坂井邦夫君）

報告第3号 使用貸借解約通知、報告番号1番から9番までの9件について、御意見はあ

りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

議案書9ページをお開きください。

**局長専決処分報告第1号 農地法第5条による届出**

1・2・3

○会長（坂井邦夫君）

局長専決処分報告第1号 農地法第5条による届出、報告番号1番から3番までの3件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書10ページ及び16ページをお開きください。

**第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請**

2

**第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請**

5

○会長（坂井邦夫君）

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号2番及び第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号5番の2件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、申請人が同一で、同時に申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議の順序を変更し、先にこの2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

#### ○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号2番及び第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号5番は、申請人が同一の案件で、一体のものとして申請されたものであるため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

農地法第3条の規定による許可申請、審議番号2番は、社会福祉法人による『就労支援のための農地取得』の案件で、申請人は、授産所やグループホーム等の福祉事業を営んでいますが、今般、障がい者の就労支援の一環として農地の取得を計画し申請されたものです。

申請人から、収穫された農作物は、自家消費や弁当販売事業の食材として利用する旨の説明がありました。

本案件は、社会福祉法人による申請であり、全部効率利用要件や下限面積要件などには該当せず、地域調和要件などについて問題ないことから、許可相当と判断しました。

また、農地法第5条の規定による許可申請、審議番号5番については、転用目的が「福祉施設の敷地拡張」の農振除外を経た案件で、現在、利用者やボランティアスタッフの増加により駐車場が不足しているため、敷地拡張を計画し、申請地を駐車場とシたく申請されたものです。

委員から、申請地への進入路が狭小であるため、工事中の安全等に配慮してもらいたい旨の意見が出されました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」であるため、第1種農地イの(ア)のa。

許可基準は、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」ということで第1種農地イの(イ)のeの(e)と決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決

定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号2番及び第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号5番については申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書10ページをお開きください。

#### 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1

○会長（坂井邦夫君）

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番は、普通売買の案件です。

この案件については、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書11ページをお開きください。

#### 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

9

○会長（坂井邦夫君）

審議番号9番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、嘉村委員の配偶者の案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、嘉村委員に一時退室いただき、この案件を先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、嘉村委員には、一時退室いただき、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、嘉村委員退室してください。

〔1番嘉村委員 退室〕

○会長（坂井邦夫君）

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号9番は、普通売買の案件です。

地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号9番については、申請どおり許可することに決定しました。

それでは、嘉村委員の入室をお願いします。

〔1番嘉村委員 入室〕

○会長（坂井邦夫君）

次に、議案書10ページ及び11ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

9を除く3・4・5・6・7・8・10・11

○会長（坂井邦夫君）

審議番号9番を除く、審議番号3番から11番までの8件を議題とします。



北部調査会の審査の報告をお願いします。

**○北部調査会長（井上文昭君）**

報告します。

審議番号4番から6番及び9番を除く、審議番号3番から11番までの5件は、普通売買の案件、審議番号4番は、別世帯間での贈与の案件、審議番号5番は、親子間の贈与の案件、審議番号6番は、親子間での使用貸借の案件です。

各案件については、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

**○会長（坂井邦夫君）**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この8件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長（坂井邦夫君）**

異議なしと認めます。よって、この8件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長（坂井邦夫君）**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この8件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長（坂井邦夫君）**

異議なしと認めます。よって、審議番号9番を除く、審議番号3番から11番までの8件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書12ページ及び15ページをお開きください。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

2

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

1

○会長（坂井邦夫君）

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号2番及び第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番の2件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、転用目的が「寺院の敷地拡張」の案件で、一体のものとして申請されたものです。そこで、この2件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議の順序を変更し、先にこの2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号2番及び第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番は、転用目的が「寺院の敷地拡張」の一部農振除外を経た案件で、この2件は一体案件として申請されたものであるため、一括審議・一括採決としました。

申請人は、檀家数が25戸ほどある寺院ですが、法事等の際は駐車場が不足し、近隣に迷惑をかけているため、駐車場を拡張したく申請されたものです。また、調査をしたところ、庫裏が建っている土地が農地のままであることが判明したため、適法化のために、併せて申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地の一部を許可なく転用されたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、4条の審議番号2番のうち、490番1及び490番2については、「中山間地域

等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」ということで、第2種農地カの(ア)。

486番3及び5条の審議番号1番については、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」ということで、第1種農地イの(ア)のb。

許可基準は、4条の審議番号2番のうち、490番1及び490番2については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」ということで、第2種農地カの(イ)。

486番3及び5条の審議番号1番については、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」ということで、第1種農地イの(イ)のeの(e)と決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号2番及び、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番の2件については申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書12ページから14ページまでをお開きください。

**第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請**

2を除く1・3・4・5

○会長（坂井邦夫君）

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号2番を除く、審議番号1番から5番までの4件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

#### ○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「一般住宅」の農振除外を経た案件で、申請人は、家族3人で借家に居住していますが、今般、住宅の建築を計画したところ、申請地は実家に隣接しているため、適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」であるため、第1種農地イの(ア)のb。

許可基準は、「住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの(イ)のcの(e)と決定しております。

審議番号3番は、転用目的が「漁家住宅の敷地拡張」の農振除外を経た案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、海苔養殖業を営んでいますが、現在、自宅から離れた土地に海苔資材を保管しており、資材の管理が十分にできないため、自宅に隣接する申請地を海苔資材置場にしたいと、申請されたものです。

申請人に、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地の一部を許可なく転用されたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」であるため、甲種農地ウの(ア)のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの(イ)のdと決定しております。

審議番号4番は、転用目的が「農家住宅の敷地拡張」の案件で、申請人は、農業を営んでいます。今般、土地の調査をしたところ、自宅敷地の一部が農地であることが判明したため、適法化すべく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可なく転用されたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」であるため、第2種農地カの(ア)。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの(イ)と決定しております。

審議番号5番は、転用目的が「営農型発電設備の一時転用の更新」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、平成27年6月に一時転用の許可を得て、申請地に営農型発電設備を設置されましたが、今般、3年間の一時転用期間が満了となるため、一時転用の更新申請をされたものです。

申請地では大豆の作付けが行われておりますが、発電設備の下部には農業用機械を効率的に利用する空間が確保され、地域の平均単収の8割以上の収穫があり、品質の劣化も無いことから、今後の営農継続に支障がないことを確認しました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」であるため、農用地アの(ア)。

許可基準は、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、農用地アの(イ)のcと決定しております。

以上のことから、審議番号2番を除く、審議番号1番から5番までは、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

○会長（坂井邦夫君）

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書14ページをお開きください。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

6

○会長（坂井邦夫君）

審議番号6番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号6番は、転用目的が「植林」の案件で、申請人は造園業の傍ら農業を営んでいますが、申請地は温泉街の中にあり、用水の確保が困難なため、保全管理を続けてきました。今後は、観光客に季節の景色を楽しんでもらえるよう植林をしたく、転用申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「県庁、市役所又は町役場（これらの支所を含む。）から概ね300m以内の農地」に該当するため、第3種農地エの(ア)のaの(b)のiii。

許可基準については、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの(イ)と決定しております。

以上のことから、審議番号6番については、申請のとおり許可相当として総会に送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書15ページから17ページまでをお開きください。

### 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

1・5を除く2・3・4・6

○会長（坂井邦夫君）

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番及び5番を除く審議番号2番から6番までの4件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号2番は、転用目的が「一般住宅の敷地拡張」の農振除外を経た案件で、申請人は、今般、土地の調査をしたところ、自宅敷地の一部が農地であることが判明したため、適法化したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地を許可なく転用されたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」であるため、第1種農地イの(ア)のb。



許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの(イ)のeの(e)と決定しております。

審議番号3番、4番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体案件として申請されたものであるため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、近くに学校や商業施設等があり、住環境も良いことから適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、工事の際の安全を確認したところ、十分注意して事故の無いようにする旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、1128番3及び1128番4は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」であるため、甲種農地ウの(ア)のa。

1263番2は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」であるため、第2種農地カの(ア)。

許可基準は、1128番3及び1128番4は、「公益性が高いと認められる事業（土地改良法に規定する非農用地区域を土地改良事業計画等に定められた用途に供する場合）」に該当するため、甲種農地ウの(イ)のf。

1263番2は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの(イ)と決定しております。

審議番号6番は、転用目的が「分家住宅」の農振除外を経た案件で、申請人は、現在、実家に家族4人で居住していますが、手狭になってきたため、分家住宅の建築を計画したところ、申請地は実家に近く、適地と判断し、申請されたものです。

地元委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」であ

るため、甲種農地ウの(ア)の a。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの(イ)の c と決定しております。

以上のことから、審議番号 1 番及び 5 番を除く、審議番号 2 番から 6 番までは、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

**○会長（坂井邦夫君）**

ありがとうございました。

それでは、これより審議番号 2 番について質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、18番委員。

**○18番（古賀伸一君）**

事務局にお尋ねします。この案件は、許可を得ずに転用されていたということで始末書案件となっています。こういった案件は以前にもありましたが、始末書を出したらそれで確認をして、現地の原状回復等の指導はされない状況でしょうか。

**○会長（坂井邦夫君）**

はい、事務局。

**○事務局（陣内和昭農地主任）**

申請人が農地法を知らずに農地以外にしてしまったということで、始末書が出されています。

また、その現状回復につきましては、許可の基準があれば始末書を添えて申請していただくことによって追認するという形で現状回復までは求めていない状況です。許可基準がないような目的で利用されているということであれば、当然その現状回復は求めていくことになります。

**○会長（坂井邦夫君）**

18番委員、今の回答でいいですか。

**○18番（古賀伸一君）**

はい。

**○会長（坂井邦夫君）**

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号3番及び4番の2件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号3番及び4番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号6番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長（坂井邦夫君）**

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書17ページから19ページまでをお開きください。

**第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請**

7・8・9・10・11・12・13

**○会長（坂井邦夫君）**

審議番号7番から13番までの7件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

**○北部調査会長（井上文昭君）**

報告します。

審議番号7番及び8番の2件については、転用目的が「農家住宅」、審議番号9番については、転用目的が「分家住宅」の、ともに農振除外を経た案件で、一体的に造成される計画となっていることから、一括審議・一括採決を行いました。

審議番号7番及び8番について、申請人は、借家に妻と2人で居住していますが、近年中に実家敷地が県道工事により収用されることになったため、住宅建築を計画したところ、今後は親と同居したいと考え、転用申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの(ア)のb。

許可基準は、「住宅その他申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの(イ)のcの(e)と決定しております。

審議番号9番について、申請人は、現在、家族3人で借家に居住していますが、今般、住宅建築を計画したところ、申請地は妻の実家に隣接するため適地と判断し、転用申請された

ものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの(ア)のb。

許可基準は、「住宅その他申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの(イ)のcの(e)と決定しております。

審議番号10番は、転用目的が「通路」の案件で、申請人は、申請地の近隣に居住していますが、通作路が狭小で機械の搬入ができないため、申請地を通路として利用したく、転用申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの(ア)。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの(イ)と決定しております。

審議番号11番は、転用目的が「農業用資材置場」の案件で、申請人は、現在、実家で農作業を手伝っていますが、今般、認定新規就農者となり、申請地の南側でアスパラガスのハウス栽培を行うことを計画しており、申請地を農業用資材置場として利用したく、転用申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの(ア)。

許可基準は、「用途区分の変更」に該当するため、農用地アの(イ)のbと決定しております。

審議番号12番は、転用目的が「資材置場」の買受適格証明願の審議を経た案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、土木工事業を営んでいます。今般、市内で太陽光発電の土木工事関係事業を開始したため、資材置場を設けることを計画したところ、申請地は高速インターに近いため適地と判断し、転用申請されたものです。

申請人に、乗り入れ等により東側道路が破損する恐れがないか確認したところ、2tトラックにより搬入を行うため、破損する可能性は低い。万が一破損した場合は補修する旨、誓約書を取り交わしているとの回答を得ました。また、雨水の排水について、周囲への被害防止対策を確認したところ、U字側溝と溜枡を設置する旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの(ア)。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの(イ)と決定しております。

審議番号13番は、転用目的が「農家住宅」の案件で、申請人は、10年前に佐賀市へ移住し、現在、借家に居住しながら農業を営んでいます。今般、申請地に農家住宅を建築したく転用申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの(ア)。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの(イ)と決定しております。

以上のことから、審議番号7番から13番までの7件については、申請のとおり許可相当として総会に送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

#### ○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号7番から9番までの3件に

については、転用目的が「農家住宅」及び「分家住宅」の案件で、一体的に造成する計画となっています。

そこで、この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。6番委員。

○6番（鶴 敏春君）

審議番号7番、8番は農家住宅ということですがけれども、敷地面積的にも、ちょっと農家にしては狭いようですし、土地利用計画図を見ますと、住宅だけの表示はありますけれども、小屋や倉庫といったものの表示はしていないようですが、これはどうなっているのでしょうか。

○会長（坂井邦夫君）

はい、どうぞ。

○事務局（川崎巨啓農地係主査）

今、実家があるところの倉庫は今度の取用にかからないところになりますので、そこは倉庫として残ります。母屋のほうは佐賀唐津道路にかかるという計画になっております。

○6番（鶴 敏春君）

それでは、申請はあくまでも農家住宅で、親と一緒に同居されるわけですね、今度、新たにね。前のところは道路にかかるから。

○会長（坂井邦夫君）

6番委員、これでいいですね。

○6番（鶴 敏春君）

はい、わかりました。

○会長（坂井邦夫君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長（坂井邦夫君）**

異議なしと認めます。よって、審議番号7番から9番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号10番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長（坂井邦夫君）**

異議なしと認めます。よって、審議番号10番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号11番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長（坂井邦夫君）**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長（坂井邦夫君）**

異議なしと認めます。よって、審議番号11番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号12番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長（坂井邦夫君）**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号12番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号13番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号13番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書20ページから22ページまでをお開きください。

#### 第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

1～15

○会長（坂井邦夫君）

第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転、審議番号1番から15番までの15件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番から15番までの15件：60,882.00㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この15件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この15件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この15件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から15番までの15件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書22ページ及び23ページをお開きください。

#### 第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

16・17

○会長（坂井邦夫君）

審議番号16番及び17番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号16番及び17番の2件11,827㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号16番及び17番の2件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書48ページをお開きください。

#### 第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

88

○会長（坂井邦夫君）

第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定、審議番号88番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、野田委員本人の案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、野田委員に一時退室いただき、この案件を先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、野田委員には、一時退室いただき、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、野田委員退室してください。

〔20番野田委員 退室〕

○会長（坂井邦夫君）

それでは、南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号88番の

新規 1件： 4,746㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号88番については、計画案どおり承認することに決定しました。

それでは、野田委員の入室をお願いします。

〔20番野田委員 入室〕

○会長（坂井邦夫君）

次に、議案書24ページから61ページまでをお開きください。

#### 第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

88を除く1～145

○会長（坂井邦夫君）

審議番号88番を除く、審議番号1番から145番までの144件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号88番を除く、審議番号1番から145番までの144件

新規 87件： 875,160.09㎡

更新 57件： 268,762㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この144件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この144件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この144件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。審議番号88番を除く、審議番号1番から145番までの144件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書68ページをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

○会長（坂井邦夫君）

審議番号171番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、吉田委員本人の案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、吉田委員に一時退室いただき、この案件を先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、吉田委員には、一時退室いただき、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、吉田委員退室してください。

〔2番吉田委員 退室〕

○会長（坂井邦夫君）

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号171番

更新 1件： 2,394㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。

審議番号171番については、計画案どおり承認することに決定しました。

それでは、吉田委員の入室をお願いします。

〔2番吉田委員 入室〕

○会長（坂井邦夫君）

次に、議案書61ページから69ページまでをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

171を除く146～177

○会長（坂井邦夫君）

審議番号171番を除く、審議番号146番から177番までの31件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号171番を除く、審議番号146番から177番までの31件、

新規 13件： 98,194.65㎡

更新 18件： 84,872㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この31件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この31件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この31件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。審議番号171番を除く、審議番号146番から177番までの31件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書70ページをお開きください。

### 第6号議案 非農地通知について

1

○会長（坂井邦夫君）

第6号議案 非農地通知について、審議番号1番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

第6議案 非農地通知について、審議番号1番については、地元委員による現地調査を行い、調査会において審議したところ、異議なしということで、非農地と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、非農地とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、非農地とすることに決定しました。  
次に、議案書71ページから76ページまでをお開きください。

第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）

1～17

○会長（坂井邦夫君）

第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）、審議番号1番から17番までの  
17件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番は、除外目的が「農家住宅」、審議番号2番は、「分家住宅」の案件で、こ  
の2件は一体的に造成される計画であることから、一括審議・一括採決としました。

農業振興課の説明などによると、審議番号1番について、申出人は、申出地北側の住宅に  
居住していますが、今般、有明海沿岸道路建設工事により自宅敷地が収用されることになっ  
たため、申出地に農家住宅の移転建築を計画したところ、申出地は既存の農業用倉庫に近い  
ため、今後も農業を続けていく上で最適と考え、申出されたものです。

審議番号2番については、申出人は、実家敷地内の居宅に家族で居住していますが、子  
どもの成長に伴い手狭になってきたため、分家住宅の建築を計画したところ、申出地は実家に  
隣接し、今後、農業の手伝いと親の面倒を見る上で適地と考え、申出されたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認を行い、承  
認できるものと判断しました。

農地区分は、ともに「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあ  
る農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するも  
の」であるため、甲種農地ウの(ア) a。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な  
施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」  
に該当するため、甲種農地ウの(イ)のcと決定しております。

審議番号3番は、除外目的が「分家住宅」の案件で、農業振興課の説明などによると、申出人は借家に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、分家住宅の建築を計画したところ、申出地は妻の実家及び妻の祖父が所有する農地に近く、今後、農業を手伝っていく上で最適と考え、申出されたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認を行い、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」であるため、甲種農地ウの(ア)のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの(イ)のcと決定しております。

審議番号4番は、除外目的が、「作業場の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課の説明などによると、申出人は、家具の製造業を営んでいますが、敷地が手狭になってきたため、申出地を含む東側隣接地へ敷地拡張を計画し、申出地を拡張部分への通路として利用したく、申出されたものです。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認を行い、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」であるため、第2種農地カの(ア)。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの(イ)と決定しております。

審議番号5番は、除外目的が、「農家住宅の敷地拡張」の案件で、農業振興課の説明などによると、申出人は、農業を営んでいますが、今般、土地の調査をしたところ、自宅敷地の一部が農地であることが判明したため、申出されたものです。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認を行い、許可なく転用されたことについても悪意は認められず、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」であるため、第1種

農地イの(ア)のb。

許可基準は、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの(イ)のeの(e)と決定しております。

審議番号6番、7番は、除外目的が、「一般住宅の敷地拡張」の案件で、一体案件として申出されたものであるため、一括審議・一括採決としました。

農業振興課の説明などによると、申出人は、今般、土地の調査をしたところ、自宅敷地の一部が農地であることが判明したため、適法化すべく申出されたものです。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認を行い、許可なく転用されたことについても悪意は認められず、承認できるものと判断しました。

農地区分は、審議番号6番は「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」であるため、第1種農地イの(ア)のb。

審議番号7番は「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」であるため、甲種農地ウの(ア)のa。

許可基準は、審議番号6番は「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの(イ)のeの(e)。

審議番号7番は「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの(イ)のdと決定しております。

審議番号8番は、除外目的が、「海苔資材置場」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課の説明などによると、申出人は、海苔養殖業を営んでいますが、現在、自宅から離れた場所に海苔資材を保管しており、資材の管理が十分にできていないため、親戚の住宅に隣接し、自宅からも近い申出地を海苔資材置場として利用したく、申出されたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認を行い、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」であるため、第1種

農地イの(ア)のb。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの(イ)のcの(e)と決定しております。

審議番号9番は、除外目的が「農業用施設」、審議番号10番及び11番は、「貸店舗」、審議番号12番は、「店舗」の案件で、この4件は、申出人が同一法人及び、法人の代表者の案件で、一体的に造成される計画であるため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行いました。

農業振興課の説明などによると、審議番号9番の申出人は、農業を営んでいますが、農業用機械等の置場が不足しているため、自身の経営する店舗の近接地に農業用倉庫を建設することを計画し、申出されたものです。また、審議番号10番から12番までにつきましては、申出人は、貸店舗業及び電器販売業等を営んでいますが、今般、県道建設工事に伴い、現在の貸店舗及び店舗が収用されることになったため、現在の場所に近い申出地に移転建築したく、申出されたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認を行い、承認できるものと判断しました。

農地区分は、いずれも「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」であるため、甲種農地ウの(ア)のa。

許可基準は、審議番号9番は「農業用施設」、審議番号10番から12番までは「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの(ただし、敷地面積は概ね500㎡を越えないもの)」に該当するため、甲種農地ウの(イ)のcと決定しております。

審議番号13番は、除外目的が、「資材置場の敷地拡張」、審議番号14番は「一般住宅」の案件で、この2件は申出人が同一で、一体的に造成される計画であるため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行いました。

農業振興課の説明などによると、申出人は、古紙回収業を営んでいますが、今般、県道建設工事により事業所敷地の一部及び自宅敷地が収用されることになり、また、以前から事業所敷地が不足していたため、敷地を拡張し、それに隣接して一般住宅を建築したく、申出さ

れたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認を行い、承認できるものと判断しました。

農地区分は、ともに「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」であるため、甲種農地ウの(ア)の a。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの(イ)の c と決定しております。

審議番号15番は、除外目的が、「幼稚園の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課の説明などによると、申出人は、幼稚園を運営していますが、敷地が手狭であることから、行事の際の保護者の駐車場所及び観覧場所の確保等が困難な状況であるため、駐車場等として敷地を拡張したく、申出されたものです。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認を行い、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」であるため、甲種農地ウの(ア)の a。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの(イ)の d と決定しております。

審議番号16番は除外目的が、「農家住宅」の案件で、農業振興課の説明などによると、申出人は、現在、市外の住宅に居住しながら農業を営んでいます。市内に多くの農地を所有していることから、今後は佐賀市に戻って営農したく、農家住宅の建築を計画したところ、申出地は、申出人が所有する農業用倉庫や耕作地に近く、農業を行っていく上で最適と考え、申出されたものです。

委員から、通路を長く設置する計画であることについて確認したところ、住宅の建設予定地は田に囲まれた畑地で、有効利用を図りたいとの申出人の強い希望により、現在の計画に

なっている旨の説明がありました。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認を行い、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」であるため、第1種農地イの(ア)のb。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの(イ)のcの(e)と決定しております。

審議番号17番は、除外目的が、「通路」の案件で、農業振興課の説明などによると、申出人は、申出地の東側に墓地を所有していますが、墓地への通路がないため、檀家の方は支所の駐車場を通り、墓参りされているとのことで、今般、支所の移転改築の計画があることから、通路の確保が必要であると考え、申出されたものです。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認を行い、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「水管、下水管が埋設された幅員4m以上の沿道区域で、かつ、500m以内に2以上の教育施設、医療施設が存在する農地」であるため、第3種農地エの(ア)のaの(a)。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの(イ)と決定しております。

以上のことから、審議番号1番から17番までは、申出どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

#### ○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号1番及び2番の2件については、除外目的が「農家住宅」及び「分家住宅」の案件で、一体的に造成する計画となっています。そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。  
それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号3番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号4番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号5番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申出どおり承認することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号6番及び7番の2件については、除外目的が「一般住宅の敷地拡張」の案件で、一体のものとして申出されたものです。そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号6番及び7番の2件については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号8番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）



質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長（坂井邦夫君）**

異議なしと認めます。よって、審議番号8番については、申出どおり承認することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号9番から12番までの4件については、除外目的が「農業用施設」、「貸店舗」及び「店舗」の案件で、譲受人が同一法人及び、法人の代表者で、一体的に造成する計画となっています。そこで、この4件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長（坂井邦夫君）**

異議なしと認めます。よって、この4件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長（坂井邦夫君）**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この4件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長（坂井邦夫君）**

異議なしと認めます。よって、審議番号9番から12番までの4件については、申出どおり承認することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号13番及び14番の2件については、除外目的が「資材置場の敷地拡張」及び「一般住宅」の案件で、申出人が同一で、一体的に造成する計画となっています。そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。  
それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号13番及び14番の2件については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号15番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号15番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号16番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号16番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号17番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号17番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書76ページから78ページまでをお開きください。

#### 第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）

20を除く18・19・21・22・23・24

○会長（坂井邦夫君）

取下げのあった審議番号20番を除く、審議番号18番から24番までの6件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号18番は、除外目的が「認定こども園の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、平成29年度に、乳幼児の保育を開始するために必要な駐車場の拡張を行ったところですが、今般、市道拡幅工事により、駐車場敷地の一部が収用されることとなり、これに伴い、駐車場が不足することとなるため、申出されたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、885番1については、「水管、下水管等が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2以上の教育施設、医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの(ア)のaの(a)。

898番2については、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの(ア)。

許可基準については、885番1については、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの(イ)。

898番2については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの(イ)と決定しております。

審議番号19番は、除外目的が「工場の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、産業廃棄物処理業を営んでいますが、既存敷地内に工場を新設し、堆肥製造の事業に取り組みたいと考えており、これに伴い、堆肥の原料置場や駐車場が必要となるため、敷地拡張を計画し、申出されたものです。

委員から申出地内に置く堆肥の飛散防止対策について、ネット等の設置を行うよう意見が出され、後日代理人を通じて伝えたと、転用申請の際には対応する旨の回答を得ました。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの(ア)のa。

許可基準は、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの(イ)のeの(e)と決定しております。

審議番号21番は、除外目的が「農家住宅の敷地拡張」、審議番号22番は、除外目的が「分家住宅」の案件で、一体的に造成されることから、一括審議、一括採決を行いました。

農業振興課からの説明などによると、審議番号21番について、申出人は、今般、土地の調査をしたところ、自宅敷地の一部が農地であることが判明したため、適法化したく申出されたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、許可なく転用されたことについても悪意は認められず、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の、一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種

農地ウの(ア)の a。

許可基準は、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの(イ)の d と決定しております。

審議番号22番について、申出人は、家族3人で借家に居住していますが、手狭となってきたため、分家住宅の建築を計画したところ、申出地は実家に隣接し、今後農業の手伝いと親の面倒を見る上で適地と考え、申出されたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの(ア)の a。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの(イ)の c と決定しております。

審議番号23番は、除外目的が「観光農園管理施設」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、アウトドアショップを営んでいますが、新たに観光農園事業を計画しており、利用者が収穫した農作物を材料にした、料理体験等を行いたいと考え、事業を一体的に行っていくうえで、観光農園の隣接地に管理施設を新設する必要があるため、申出されたものです。

委員から、現在の営農状況について質問があり、申出人は、現在、約3反の農地を借りて、葉物野菜や根菜類を栽培しており、それを複数の直売所等に出荷されているとの説明がありました。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、許可なく転用されたことについても悪意は認められず、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの(ア)。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するた

め、第2種農地カの(イ)と決定しております。

審議番号24番は、除外目的が「鉄塔」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は、電気通信事業を営んでいますが、既存鉄塔の老朽化に伴い、建替えの必要性が生じているため、建替え場所について地権者等と協議した結果、耕作しやすい場所への移設を計画し、申出されたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」ということで、甲種農地ウの(ア)のa。

許可基準は、農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条第13号の規定により許可不要と決定しております。

以上のことから、取り下げのあった審議番号20番を除く、審議番号18番から24番までの6件については、申出どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

これより審議番号18番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号18番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号19番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長（坂井邦夫君）**

異議なしと認めます。よって、審議番号19番については、申出どおり承認することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号21番及び22番の2件については、除外目的が「農家住宅の敷地拡張」及び「分家住宅」の案件で、一体的に造成する計画となっています。そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長（坂井邦夫君）**

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長（坂井邦夫君）**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長（坂井邦夫君）**

異議なしと認めます。よって、審議番号21番及び22番の2件については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号23番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長（坂井邦夫君）**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号23番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号24番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号24番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書79ページから83ページまでをお開きください。

**第8号議案 農振法第10条の規定による変更申出**

1～15

○会長（坂井邦夫君）

第8号議案 農振法第10条の規定による変更申出、審議番号1番から15番までの15件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番から15番までについて、調査会において審議したところ、申出どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この15件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この15件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この15件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から15番までの15件については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書84ページをお開きください。

#### 第8号議案 農振法第10条の規定による変更申出

16・17

○会長（坂井邦夫君）

審議番号16番及び17番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

第8号議案 農振法第10条の規定による変更申出、審議番号16番、17番の2件について、調査会において審議したところ、申出どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号16番及び17番の2件については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書85ページをお開きください。

**第9号議案 佐賀市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針  
(案)」**

○会長（坂井邦夫君）

第9号議案 佐賀市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

第9号議案 佐賀市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」について、調査会において審議したところ、原案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

続きまして、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

第9号議案 佐賀市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」について、調査会において審議したところ、原案どおり承認することで総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、佐賀市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」については、原案どおり承認することに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会平成30年6月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、佐賀市農業委員会平成30年6月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会 平成30年6月定例総会を閉会します。本日はありがとうございました。

午前11時50分 閉会